

バス利用にあたっての許可条件

1. 申請期日は、利用日の1ヶ月前までとする。
2. 申請時の利用人数と実際の利用人数が増減していた場合、利用バスの差額は利用団体の負担とする。

例：申請時の利用人数（30名 中型バス申請）が、実際の利用人数（20名程度だった場合、小型バス可能）が減少していた場合は、小型バスの助成とする。
--

ただし あくまでも利用人数の変更を事前に申し出た場合（バスの車種変更）は、この限りではない。（利用日の10日前までとする。）

3. 高速料金・駐車料金及び乗務員宿泊費（実費）は、利用団体の負担とする。
ただし高速料金等の支払方法については、バス事業者と協議のうえ、支払うものとする。
4. 運行時間は、30分未満切り捨て。30分以上は1時間に切り上げ。
5. 運行距離について10km未満は、10kmに切り上げ。
運行距離は1日につき500キロメートルを超えないものとする。ただし、一定の休憩を確保した場合には、600キロメートルを超えないものとする。
6. 1日の運転時間は、2日(始業時刻から起算して48時間)平均で9時間が限度。
1日の拘束時間は13時間以内が基本。
7. 交代運転者の配置基準は1日の走行距離600km以上か13時間以上。
拘束時間11時間＋2時間（出庫前、帰庫後の点検等で各1時間）
8. 深夜早朝運行料金は制運賃及び交替運転者配置料金（時間制料金）の2割増（22時から5時の間）となる。
9. 当日の運行取り消しには、キャンセル料が発生。
※ 運行中止損料は5時間分とする。（＝最低補償料金）
10. 借上バスの運行に係わる保険について
車両や運転に起因する怪我については、バス会社の保険が適用となる。
移動中の車内における乗客同士のいざこざ等による怪我や、停車中の車内での転倒等は保険の対象外。また、車外での怪我も対象外。
（短期の旅行保険・傷害保険の加入も検討してください。）